

二十

33

昭和十七年五月十三日
一五五三

立案 昭和十七年五月十三日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長



宗秩寮總裁



宮内事務官

故海軍少佐小池龍介位附返還ノ件

昭和十七年五月十三日

昭和十七年五月十三日裁可
五月八日達
臺帳記入五月十三日官報報告済

宮内省

裏面白紙



故海軍少佐小池龍介位階追陞ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十二年十一月十一日

内閣總理大臣公爵近衛文磨



内

閣

裏面白紙

海法第二〇四號

起案

昭和十二年十一月十二日

裁可

昭和十二年十一月十一日

施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

故海軍少佐小池龍介位階追陞
ノ件

辭令案
列文

十一月八日付

内閣

内閣 海軍 第二〇八号

美濃全葉十行罫紙 (富井納)

叙正六位昭十五年正月合任故海軍少佐從六位勳五等小池龍介

大正四年正月一日任海軍少尉以來在職十年以上

右文武官叙位進階内則第四條

ノニニ依リ

謹ミテ 奏ス

昭和十二年十一月十日

海軍大臣米内光



海軍

(10. 3. 20.)

七月八日付

海秘人第四七八號

昭和十二年十一月十日

海軍大臣米内光政



内閣總理大臣公爵近衛文磨殿

故海軍少佐小池龍介ハ多年軍職ニ在リテ克ク其ノ任務ヲ盡シ功績顯著ノ者ニ候處本月八日杭州湾ニ於テ爆撃任務、行動中墜落戦死候ニ付テハ特ニ位一級被追陞度別紙上奏書進達ス

海軍

海軍第一八九七號

(10. 3. 29.)

美濃全葉十行野紙 (富井納)